

「岩国市犯罪被害者等支援に関する条例の制定のための意見を聴く会」会議要旨

1. 開催日時：①令和4年7月26日13:30～15:30、②11月9日10:30～11:30

2. 開催場所：①市役所会議室51 ②市役所会議室41

3. 参加者（組織・団体名）

山口地方法務局岩国支局、山口県警岩国警察署、岩国市社会福祉協議会、岩国市民生委員児童委員協議会、山口被害者支援センター、岩国市人権啓発講師

岩国市：市民生活部、くらし安心安全課、人権課、社会課、健康推進課、建築住宅課

4. 主な意見要旨

条例には岩国市独自のものが織り込まれているのですか。	岩国市犯罪被害者等支援条例（案）は、犯罪被害者等基本法の考え方を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する市の基本理念などを定めるものであり、独自のものは織り込まれていません。
条例の中に人種、性別、宗教などに左右されることのない被害者支援という一文を入れることができませんか。	山口県犯罪被害者等支援条例に倣った形で条例を策定する予定であり、そのような一文を入れる予定はありませんが、法の下での平等は日本国憲法第14条に規定されており、本条例もその規定にのっとって運用します。
第2条第3号の「誹謗中傷」は「インターネット等を通じて行われる誹謗中傷」にしたほうがよいのではないのでしょうか。	「インターネット等を通じて」という限定的な表現を使用するのではなく、あらゆる誹謗中傷という意味で「誹謗中傷」という文言を使用しています。「インターネット等を通じた」といった具体的な手段等については、条例を紹介するチラシやホームページなどに分かりやすく掲載する予定です。
第2条第4号の「市民」は「市民等」にしたほうがよいのではないのでしょうか。	岩国市の理念条例では、「市民」という定義を使用することが通常であるため、「市民」としてしています。
第17条に「支援を行わないことができる場合」とありますが、どのような場合を想定していますか。	犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときや、犯罪被害者等が暴力団員であるときなどを想定しています。